

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮して高齢福祉施設と 児童センター・児童館の休館等の延長について

群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく「警戒度4」のもと、県内全域に「不要不急の外出自粛」が要請される中、国や群馬県の動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の予防を目的に、下記のとおり高齢福祉施設と児童センター・児童館の休館等を延長します。

《高齢福祉施設の対応について》

【休館の期間】

・延長前

令和2年12月19日(土曜日)から令和3年1月8日(金曜日)まで

・延長後

令和2年12月19日(土曜日)から令和3年2月7日(日曜日)まで

(注意) 状況により期間が延長する場合があります

【休館する施設】

- ・ふくしプラザ
- ・ふれあいセンター
- ・老人いこいの家
- ・みやまセンター
- ・境社会福祉センター
- ・高齢者生きがいセンター
- ・境地域福祉センター

《児童センター・児童館の対応について》

施設名	使用中止期間	対応	備考
・児童センター (科学館含む) ・境児童センター ・赤堀児童館 ・赤堀南児童館 ・赤堀あさひ児童館 ・きく児童館 ・さざんか児童館 ・あやめ児童館	12月19日(土) ～2月7日(日)	使用中止	児童館で実施している 放課後児童クラブは開所